



令和5年5月23日

都道府県医師会
担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会
常任理事 宮川 政昭
(公印省略)

持分の定めのない医療法人への移行に関する計画の認定制度（認定医療法人制度）
の延長について

この度、厚生労働省医政局医療経営支援課長より「持分の定めのない医療法人への移行に関する計画の認定制度について」の一部改正について周知依頼がありましたので、通知文書並びに資料を送付いたします。

認定医療法人制度に係る税制につきましては、令和5年1月5日付け都道府県医師会長宛通知文「令和5年度税制改正について」（日医発第1914号）におきまして、本会の要望が実現し、医療法改正を前提として、令和8年12月31日まで延長されるとともに移行期限の上限が延長（3年→5年）される旨をご案内しておりますが、今般の通知により、改正後の認定医療法人制度の詳細が示されたものです。

上記通知の主な改正点は以下の通りです。

- ①認定期限の延長（令和8年12月31日まで延長）
- ②移行計画上の移行期限の上限の延長（3年→5年）
- ③移行計画の変更認定申請時の提出書類の追加
- ④移行後6年間の運営の状況報告について6年目の報告の報告対象年度を整理

なお、別添課長通知に「本日までに認定を受けている医療法人及び認定の申請を行っている医療法人についても同様の取扱い」となる旨が示されております通り、既に認定を受けており未だ移行が完了していない医療法人においては変更認定を受けることにより、また既に認定の申請を行っており未だ認定を受けていない医療法人においては提出書類の修正を行うことにより、移行計画上の移行期限を認定日から5年を上限に延長することが可能となることについて、厚生労働省医政局医療経営支援課の確認を得ております。

持分あり医療法人から持分なし医療法人への移行に関心をお持ちの会員の皆様におかれましては、税理士等の専門家にご相談の上、ご検討ください。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会管下郡市区医師会への本件の周知方につきご高配賜りますようよろしくお願い申し上げます。

また、本制度の概要や認定要件、手続き等については、厚生労働省のWebページにおいてまとめられておりますので、こちらをご参考としていただけますと幸いです。

(厚生労働省ホームページ) <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000205627.html>

(別添文書)

- 持分の定めのない医療法人への移行に関する計画の認定制度の延長について
(日本医師会担当理事宛添書、厚生労働省医政局医療経営支援課長)
- 持分の定めのない医療法人への移行に関する計画の認定制度の延長について
(各都道府県衛生主管部(局)長宛文書、厚生労働省医政局医療経営支援課長、令和5年5月19日)
 - ・ 別添1 新旧対照表「持分の定めのない医療法人への移行に関する計画の認定制度について」(平成29年9月29日医政支発0929第1号)の一部改正
 - ・ 別添2 改正後全文「持分の定めのない医療法人への移行に関する計画の認定制度について」(平成29年9月29日医政支発0929第1号)令和5年5月19日
- 参考資料 医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置の延長等(厚生労働省「令和5年度税制改正の概要(厚生労働省関係)」(令和4年12月)より抜粋)